

配偶者からの暴力事案及びストーカー事案総合対策要綱の制定について

発出年月日：平成18年12月26日

文書番号：沖例規生企1

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成26.3 沖例規務3

第1 趣旨

この要綱は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る措置要領（平成17年8月23日付け沖例規生企第4号。以下「DV措置要領」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用上の留意事項について（平成13年1月4日付け沖例規生企第1号。以下「ストーカー運用基準等例規」という。）に定めるもののほか、配偶者からの暴力及びストーカー事案（以下「DV・ストーカー事案」という。）に対し、迅速かつ的確な組織的対応を総合的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 DV・ストーカー事案対策の基本的留意事項

DV・ストーカー事案への迅速かつ的確な対応を推進する上で基本的な留意事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相手の立場に立った真摯な対応をすること。
- (2) 組織的に対応すること。
- (3) 積極的な事件化及び警告を実施すること。
- (4) 保護命令に係る教示をすること。
- (5) その他被害者保護対策を徹底すること。

第3 DV・ストーカー事案対策上の基盤整備

1 推進体制の確立

(1) DV・ストーカー事案対策班の設置

ア 警察本部及び警察署にDV・ストーカー事案対策班（以下「対策班」という。）を置く。

イ 警察本部及び警察署におけるDV・ストーカー事案対策班（以下「対策班」という。）の編成は次表のとおりとする。

次表省略

(2) 対策班の任務

対策班は、DV・ストーカー事案を認知した場合は、互いに連携し、次に掲げる事項に留意して被害の未然防止及び被害者保護の徹底を図ることを任務とする。

ア 実態把握

警察署の対策班は、所属のDV・ストーカー事案の発生状況、態様、処理状況等を常に把握し、被害の未然防止のため最適な対応を講ずるものとする。

イ 情報の共有化

警察署の対策班は、DV・ストーカー事案を認知した場合は、事案の緊急性又は重大性等を勘案し、警察本部の対策班と適宜連絡を取り合い、当該DV・ストーカー事案に係る情報の共有化に努めること。

ウ 警察署各課との連携

警察署の対策班は、DV・ストーカー事案を認知した場合は、事件主管課又は地域課等へ当該事案に係る情報を積極的に提供し、各課と連携した対応に当たること。

エ 積極的な事件化及び警告の実施

対策班は、DV・ストーカー事案の相談を受け、又は現場へ臨場した場合は、他部門又は警

察署の関係課（係）と連携して積極的な事件化を図るとともに、事件に至らないと判断するときは、警告又は指導の早期実施を検討する等必要な対策を講ずること。

オ 防犯指導の徹底

相談者及び被害者に対しては、事案に応じた適切な防犯指導、助言等を実施し、被害者保護を徹底すること。

カ 対策班は、所属職員等からDV・ストーカー事案に関する取扱い等について相談を受けた場合は、事案に応じた具体的な対応方法を教示するとともに、事案の処理状況を確認する等当該事案が迅速かつ適切に処理されるよう努めること。

(3) 対策員等の指定

ア 本部長は、生活安全部子供・女性安全対策課長（以下「子供・女性安全対策課長」という。）又は署長が推薦した者の中から警察本部のDV・ストーカー事案対策班長（以下「対策班長」という。）、警察署のDV・ストーカー事案対策官（以下「対策官」という。）、警察本部のDV・ストーカー事案対策員（以下「本部対策員」という。）及び警察署のDV・ストーカー事案対策員（以下「署対策員」という。）を指定するものとする。

イ 対策班長及び本部対策員の指定は、DV・ストーカー事案対策班長（員）指定書（様式第1号）を交付して行うものとする。

ウ 対策官及び署対策員の指定は、DV・ストーカー事案対策官（員）指定書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(4) 指定の変更

子供・女性安全対策課長及び署長は、(3)により指定を受けた者が次のいずれかの事由に該当する場合には、対策員等解除申請書（様式第3号）により、本部長に指定の解除を申請するとともに、後任者の推薦を行うものとする。

ア 人事異動により所属が変更になった場合

イ 健康上の理由により指定を継続することが困難と認められる場合

ウ その他の事由により、指定を継続することが不適当と認められる場合

(5) 指定簿の管理

子供・女性安全対策課長は、(3)又は(4)により指定又は指定の変更を行った場合は、対策員等名簿（様式第4号）を作成し管理するものとする。この場合において、当該対策員等名簿は常に最新の状態に保たなければならない。

2 指導教養の徹底

所属長は、DV・ストーカー事案が凶悪事件に発展する可能性がある特性に鑑み、所属職員に対し教養招集等あらゆる機会を通じ、DV・ストーカー事案に関する指導及び教養を徹底し、危機意識の醸成と事案に対する所属職員の対応能力の向上に努めなければならない。

第4 組織的対応の推進

1 迅速・的確な対応

(1) 警察職員は、DV・ストーカー事案を認知した場合は、第2に規定するDV・ストーカー事案対策の基本的留意事項を踏まえた上で、関係課等と連携しDV措置要領及びストーカー運用基準等例規の定めるところにより、所要の措置を講ずること。

(2) 夜間等であって、緊急な対応を要すると思料される場合その他の事情により速やかに主管課へ引き継ぐことができない場合は、当直責任者等上司の指揮を受け、関係課又は他の当直勤務員等と連携し、被害者保護に関し必要と認められるあらゆる措置を講じた上で主管課へ引き継ぐものとする。

2 署長の責務

署長は、所属におけるDV・ストーカー事案を確実に把握するとともに、把握したDVストーカ

一事案に対して、所属の関係課が連携して組織的に対応できるよう部下職員に必要な指示をし、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

3 当直責任者の責務

警察本部及び警察署当直責任者は、当直時間中に認知したDV・ストーカー事案に対し、2の責務を負う。

第5 被害者保護対策の推進

署長は、DV・ストーカー事案の被害者の立場に配慮した対応が迅速かつ適切に執られるよう事案に応じて次の対策を講じ、被害者保護対策を徹底するものとする。

1 防犯指導

被害者への事案に応じた防犯指導を行い、更なる被害の防止を図る。

2 積極的な犯罪被害者通報登録システムへの登録

「犯罪被害者通報システム運用要領」（平成15年12月11日付け沖生企第937号（通達））に定める登録対象者に該当する場合は、積極的な登録を行うものとする。この場合において、被害者からの通報があったときは、迅速に現場臨場し、重大事案の未然防止に努めなければならない。

3 重点パトロールの実施

被害者宅又は被害者の立ち回り先等被害発生が予想される場所において、発生時間帯を考慮するなどして重点パトロールを実施し、被害の未然防止に努めるとともに、パトロールカードの投函等により、被害者の安心感の醸成に努めるものとする。

第6 報告

1 速報

署長は、把握したDV・ストーカー事案のうち、重大事案に発展するおそれがある事案又は対応に緊急性を要する事案がある場合は、当該事案について電話等適宜の方法により子供・女性安全対策課長へ速報するものとし、警察本部の関係課と緊密に連携して迅速かつ確かな対応を執らなければならない。

2 随時報告

署長は、DV・ストーカー事案がある場合は、DV措置要領又はストーカー運用基準等例規通達に定めるところにより、子供・女性安全対策課長を経由して速やかに警察本部長へ報告するものとする。

3 定期報告

(1) 毎月の報告

署長は、次に掲げる事項について、毎月5日まで（5日が土曜日又は日曜日の場合は翌週の月曜日まで、休日の場合はその翌日まで）に報告するものとする。

ア 配偶者からの暴力事案取扱状況

イ ストーカー事案取扱状況

ウ 住民基本台帳制限等の運用状況

(2) 四半期報告

署長は、犯罪被害者通報システムへの登録事案について、その現在数を毎年3月、6月、9月及び12月の四半期ごとの10日まで（10日が土曜日、日曜日又は祝日のときはその前日まで）に報告するものとする。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、定期報告に関し必要な事項は、子供・女性安全対策課長が別に定める。

第7 警察本部の対応

子供・女性安全対策課長は、第6の1又は2によりDV・ストーカー事案の報告を受けた場合は、当該事案の対応について必要な指示又は助言を行い、迅速かつ組織的な対応により、被害者保護の徹

底が図られるよう努めなければならない。

第8 文書管理

- 1 DV・ストーカー事案に関する文書の保存期間は、5年とする。
- 2 DV・ストーカー事案に関する文書の管理は、沖縄県警察における文書の管理に関する訓令（平成14年沖縄県警察本部訓令第15号）の定めるところによる。

様式等省略